

副 本

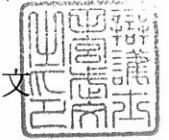
訴 状

平成20年1月17日

鹿児島地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

田 宮 武



同

依 田 修



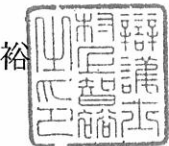
(担当) 同

柳 澤



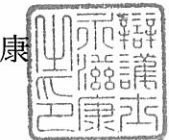
同

村 上 智



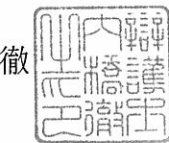
同

永 滋



同

内 橋



同

小 室 大



同

山 越 真



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求訴訟事件

訴訟物の価格	金1200万円
貼用印紙額	金5万6000円
予納郵券	金5万0080円

請求の趣旨

- 1 別紙被告目録3記載の被告らは各自，原告に対し，金400万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済に至るまで年5パーセントの割合による金員を支払え
 - 2 別紙被告目録4記載の被告らは各自，原告に対し，金400万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済に至るまで年5パーセントの割合による金員を支払え
 - 3 別紙被告目録5記載の被告らは各自，原告に対し，金400万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済に至るまで年5パーセントの割合による金員を支払え
 - 4 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

原告は、鹿児島県西之表市馬毛島1番地1を本店所在地とし、採石事業等を業とする株式会社である。原告は、種子島の西沖合約12キロメートルに位置し、周囲約12キロメートル、面積約8.4平方キロメートルの馬毛島の総面積の約99パーセントの割合を占める土地を所有している。

被告らは、鹿児島県西之表市の住民であり、これまで鹿児島地方裁判所に以下で述べる仮処分申立や訴訟提起を行うなどして、原告が馬毛島で行う事業等に反対してきた者である。

第2 被告らの原告に対する仮処分申立、訴訟提起とそれらの経過

- 1 被告らは下記のとおり、原告を相手方もしくは被告として、鹿児島地方裁判所に仮処分申立、訴訟の提起を行い、裁判の当事者として仮処分や訴訟を進行してきた。

記

- ① **採石工事等差止仮処分命令申立事件**（甲1の1～5、以下「①事件」という。）

〔被告らのうち債権者として申立をした者〕

別紙被告目録1記載の被告

〔事案の概要〕

馬毛島内の土地において採石工事を行おうとする原告に対し、同工事によって漁場が荒らされ、馬毛島及び周辺海域の自然が破壊される恐れがあるとして、漁業を営む権利等に基づき同工事の差止めを求めた事案

〔事件の経過〕

平成14年2月27日、鹿児島地方裁判所により、原告は本案の第一審判決言渡しに至るまで西之表市馬毛島字八重石所在の9番265等の土地

において、土地の掘削、採石及び樹木の伐採をしてはならないとの決定がなされた（以下「平成13年（ヨ）第45号決定」という。甲1の2）。

これに対し、原告は鹿児島地方裁判所に保全異議の申立をし（甲1の3）、平成16年12月14日、同裁判所により平成13年（ヨ）第45号決定が取り消され、被告らの仮処分命令申立をいずれも却下する決定がなされ（以下「平成14年（モ）第340号決定」という。甲1の4）、それが確定した。

② **馬毛島採石事業差止請求事件**（甲2の1～5、以下「②事件」という。）

〔被告らのうち原告として訴訟提起した者〕

別紙被告目録2記載の被告

〔事案の概要〕

馬毛島内の土地において採石工事を行おうとする原告に対し、被告らが、同工事によって漁場が荒らされ、馬毛島及び周辺海域の自然が破壊されるおそれがあると主張して、漁業を営む権利等に基づき同工事の差止めを求めた事案

〔事件の経過〕

平成16年12月14日、鹿児島地方裁判所により、被告らの請求をいずれも棄却ないし却下するとの判決がなされ（以下「平成14年（ワ）第55号判決」という。甲2の2）、これを不服とした被告らが控訴したが（甲2の3）、福岡高等裁判所宮崎支部により控訴はいずれも棄却され（甲2の4）、それが確定した。

③ **飛行場建設差止仮処分命令申立事件**（甲3の1～3、以下「③事件」という。）

〔被告らのうち債権者として申立をした者〕

別紙被告目録3記載の被告

〔事案の概要〕

馬毛島内の土地において場外離着陸場設置事業を行おうとする原告に対し、同事業によって漁場が荒らされ、馬毛島及びその周辺海域の自然が破壊されるおそれがあるとして、漁業を営む権利等に基づき同事業の等の差止めを求めた事案

〔事件の経過〕

平成17年3月15日、鹿児島地方裁判所により、被告らの申立てをいずれも却下するとの決定がなされ（以下「平成16年（ヨ）第13号決定」という。甲3の2）、それが確定した。

④ 砂利採取差止仮処分命令申立事件（甲4の1～3、以下「④事件」という。）

〔被告らのうち債権者として申立をした者〕

別紙被告目録4記載の被告

〔事案の概要〕

馬毛島内の土地において砂利採掘事業を行おうとする原告に対し、同事業による掘削で砂浜が攪乱される上に土砂の流出による海洋汚染等が生じ、漁場が荒らされるとともに馬毛島及びその周辺海域の自然が破壊されるおそれがあるとして、漁業を営む権利等に基づき同事業の差止めを求めた事案

〔事件の経過〕

平成18年2月16日、鹿児島地方裁判所により、被告らの申立てをいずれも却下するとの決定がなされ（以下「平成16年（ヨ）第152号決定」という。甲4の2）、それが確定した。

⑤ 売買契約無効確認等請求事件・土地所有権移転登記抹消登記手続請求事件

(甲5の1～7, 以下「⑤事件」という。)

[被告らのうち原告として訴訟提起をした者]


別紙被告目録5記載の被告

[事案の概要]

馬毛島内の西之表市馬毛島字葉山, 字蛭泊小屋及び字八重石所在の4筆の土地につき共有持分移転登記を経由した原告に対し, 被告らがこれらの土地はいずれも被告らを構成員とする蛭泊集落の入会地であり, 同各土地の登記名義人及び原告間の各売買契約はいずれも無効であると主張して, 入会権の使用収益権に基づき, 同各売買契約を原因とする各共有持分移転登記の抹消を求め, また, 西之表市馬毛島字葉山所在の土地に関する上記売買契約が無効であるため被告は同土地の使用権原を有しないと主張して, 同土地に対する上記権利に基づき, 妨害排除又はその予防を求めた事案

[事件の経過]

平成17年4月12日, 鹿児島地方裁判所により, 被告らの請求をいずれも棄却するとの判決がなされた(以下「平成13年(ワ)第1065号・平成14年(ワ)第307号判決」という。甲5の3)。平成13年(ワ)第1065号事件の妨害排除請求を棄却した点を不服とする被告らは, この点についてのみ福岡高等裁判所宮崎支部に控訴したが(甲5の4), 平成18年2月17日付取下書を提出することにより控訴を取り下げ(甲5の5), 平成13年(ワ)第1065号・平成14年(ワ)第307号判決は確定した。

⑥ 入会権確認請求事件 (甲6の1～, 以下「⑥事件」という。)

[被告らのうち原告として訴訟提起した者]

別紙被告目録6記載の被告

〔事案の概要〕

被告らが、馬毛島内の西之表市馬毛島字葉山、字蛭泊小屋及び字八重石所在の土地はいずれも蛭泊浦集落住民（計62名）の入会地であり、同各土地の登記名義人及び原告間の各売買契約はいずれも無効であると主張して、同各土地につき共有持分移転登記をそれぞれ経由した原告及び⑥事件の原告とならなかった蛭泊浦集落住民に対し、入会権の確認を求めた事案

〔事件の経過〕

平成17年4月12日、鹿児島地方裁判所により、被告らの訴えをいずれも却下するとの判決がなされた（以下「平成14年（ワ）第785号判決」という。甲6の2）。これを不服とする被告らは、福岡高等裁判所宮崎支部に控訴したが（甲6の3）、同裁判所により、被告らの控訴をいずれも棄却するとの判決がなされた（以下「平成17年（ネ）第119号判決」という。甲6の4）。さらに被告らは、平成17年（ネ）第119号判決に不服があるとして、上告提起及び上告受理申立をした（甲6の5）。この上告提起事件については、福岡高等裁判所宮崎支部により、「本件上告状には上告理由の記載がなく、法定の期間内に提出された上告理由書にも民事訴訟法312条1項及び2項に該当する条項及びその条項に該当する事実の記載がないことが明らかである。」として被告らの上告は却下されている（甲6の6）。なお、上告受理申立事件については、現在、最高裁判所において審理中である。

- 2 このように、①事件については、仮処分命令を発令する決定がなされたものの、保全異議手続により決定は取り消され、被告らの仮処分命令申立はいずれも却下されている。また、②ないし⑥事件については、いずれも、申立却下、請求棄却または訴え却下の決定または判決が下されている。

第3 被告らによる不当訴訟

- 1 ①ないし⑥事件は、いずれも、被告らが原告の馬毛島における事業活動の阻止または原告の馬毛島における権利の否定を求めて起こされたものであるが、ことごとく被告らの申立や訴えは裁判所により排斥されてきたのである。このように裁判所によって排斥される申立や訴えを繰り返し起こしてきた被告らの行為が著しく不当であることは論を待たない。

のみならず、③事件、④事件及び⑤事件については、以下で述べるように、被告らの主張した権利または法律関係が事實的、法律的根拠を欠くものであるうえ、被告らが、そのことを知りながらまたは通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて申立や訴え提起をしたものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くことは明らかである。

2 ③事件について

- (1) ③事件について、平成16年(ヨ)第13号決定は、申立を却下した理由として次のように述べている。

・甲3の2・第5・1・(1) (12～13頁)

「以上によれば、本件事業計画は、林地開発許可基準に適合するものであり、同基準が想定している範囲内の雨量、流出土砂量を前提とする限り、場外離発着場内において発生する汚濁水は、沈砂池1ないし5に流入して貯留されて水中の土砂等は沈澱し上澄みのみが沢筋に排出されるものとなっており、また、場外離着陸場開発区域を横断する沢筋の水は、上記水路1ないし4により場外離着陸場の地下を通して下流に流化され、場外離着陸場内に流入しないものとなっている。

他方、林地開発許可基準が想定している上記の雨量、流出土砂量が不十分であるとの疎明はなく、その他、同基準ないしこれに準拠する

本件事業計画について、馬毛島周辺海域が汚濁水によって汚染される危険を生じさせるような具体的な瑕疵があることを一応認めるに足りる的確な疎明資料はない。」

・甲3の2・第5・1・(2)・ア (13頁)

「しかし、林地開発許可基準に準拠して本件事業計画を策定したのでは海洋汚染対策が不十分であり、大雨の際に、汚濁水が馬毛島周辺海域に流出する危険があるということについて、債権者らは何ら具体的な疎明をしておらず・・・債権者らの主張を認めることはできない。」

・甲3の2・第5・1・(2)・イ (14頁)

「しかし、採石技術基準に従って本件事業計画を策定しなければ、大雨の際に、汚濁水が馬毛島周辺海域に流出する危険があるということについて、債権者らは、何ら具体的な疎明をしていないし、そもそも、本件事業計画は採石事業ではないにもかかわらず、債務者が採石技術基準に従って計画を策定すべき必要性についても疎明をしていないから、債権者らの主張を認めることはできない。」

・甲3の2・第5・1・(2)・ウ (14頁)

「しかし、建設省河川砂防技術基準に従って本件事業計画を策定しなければ、大雨の際に、汚濁水が馬毛島周辺海域に流出する危険があるということについて、債権者らは、何ら具体的な疎明をしていないし、そもそも、甲45によれば、建設省河川砂防技術基準は、建設省直轄事業及び建設省関係補助事業のうち、河川等に関する事業に適用されるべきものであることが認められるところ、本件事業計画は、これらの事業には該当しないにも関わらず、債務者が上記基準に従って計画を策定すべき必要性についても疎明をしていないから、債権者らの主張を認めることはできない。」

・甲3の2・第5・1・(3) (14頁)

「結局、本件においては、債権者らが馬毛島内に立ち入って調査することが困難であるという事情を考慮しても、本件事業計画が実施された場合、これに起因して馬毛島周辺海域が汚濁水によって汚染され、債権者Aの漁業を営む権利が侵害される危険があることの疎明があるとはいえない」

(2) 被告らは、単に鹿児島県森林保全課の作成にかかる「林地開発許可基準」が不十分であり、京都府作成の「林地開発許可制度取扱要領の運用基準」、鹿児島県地下資源開発推進協会の発行した「採石技術基準」、国土交通省の河川砂防技術基準に従うべきであると主張するが、平成16年(ヨ)第13号決定が上記のように指摘するように、その根拠や理由について被告らは「何ら具体的な疎明をしていない」のである。このように、被告らは、何らの疎明資料に基づくことなく、抽象的に土砂が流出するおそれがあると主張するのみであり、被告らの主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くのみならず、被告らが、そのことを知りながら若しくは容易に知りうるにもかかわらず、あえて③事件の申立をしたことは明らかである。

3 ④事件について

(1) ④事件について、平成16年(ヨ)第152号決定は、申立を却下した理由として次のように述べている。

・甲4の2・第3・1・(2) (13～14頁)

「本件事業計画は、砂浜を掘り下げて砂を採取するものであって、掘削区域やその周辺で盛土をすることや表土を掘削することは予定されていないから、表土や盛土が降雨時に汚濁水となり海に流入することにより海洋を汚染する危険性は認められない。……債権者らは、

本件事業計画に基づく掘削により、汚濁水によって海洋が汚染される危険性について、何ら具体的な疎明をなしえていない。」

(2) このように、被告らは、何らの具体的な疎明をなしえないにもかかわらず、④事件の申立をしたのであり、被告らの主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くのみならず、被告らが、そのことを知りながら、あえて申立をしたことは明らかである。

4 ⑤事件について

⑤事件の入会権の使用収益権に基づく各土地の共有持分移転登記の抹消請求や西之表市馬毛島字葉山所在の土地に関する妨害排除請求又は妨害予防請求についても、原告への土地持分移転登記が存在したり、原告の従業員が字葉山所在の土地を原告所有の土地に立ち入ったり、物品を搬入するために通行することにより、被告らの土地の使用収益が妨害されたという具体的な事実は全く存在しない。

にもかかわらず、被告らは、⑤事件を提起したのであり、被告らの主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くのみならず、被告らが、そのことを知りながら、あえて訴訟提起をしたことは明らかである。

5 以上のように、③事件、④事件及び⑤事件は、いずれも、被告らの主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、被告らが、そのことを知りながらまたは通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて申立や訴え提起をしたものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くことは明らかである。

したがって、共同してかかる申立、訴え提起をし、手続を迫行した被告らは民法719条1項に基づき原告に対し損害賠償責任を負う。

第4 原告の被った損害

原告は、被告らによる③ないし⑤事件の申立や訴え提起及び手続きの追行により、保全手続や訴訟手続への対応を余儀なくされ、多大な精神的損害を被るとともに、本訴訟を提起するために弁護士に依頼して弁護士費用を支払わざるを得ない状況に陥った。原告が被った損害は以下の金額を下らない。

③事件について	精神的損害 367万円	弁護士費用 33万円
④事件について	精神的損害 367万円	弁護士費用 33万円
⑤事件について	精神的損害 367万円	弁護士費用 33万円

第5 まとめ

以上より、原告は、

- ・③事件の申立をした別紙被告目録3記載の被告らに対し、民法719条1項に基づき金400万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による金員の支払い
- ・④事件の申立をした別紙被告目録4記載の被告らに対し、民法719条1項に基づき金400万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による金員の支払い
- ・⑤事件の訴訟提起をした別紙被告目録5記載の被告らに対し、民法719条1項に基づき金400万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による金員の支払い

を求めて本訴訟を提起する次第である。

以 上

当事者目録

〒891-3118 鹿児島県西之表市馬毛島1番地1
原告 馬毛島開発株式会社
上記代表者代表取締役 立 石 勲

〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目14番3号
赤坂東急ビル11階 田宮合同法律事務所
(送達場所)

電話03-3592-1341

FAX03-3581-5838

原告訴訟代理人弁護士	田 宮 武 文
同	依 田 修 一
同	柳 澤 泰
同	村 上 智 裕
同	永 滋 康
同	内 橋 徹
同	小 室 大 輔
同	山 越 真 人

被 告 濱 田 純 男 /

被 告 上 妻 昭 夫 /

被 告 長 野 広 美 /

被 告 浦 頭 長 五 郎 /

被 告 寺 田 末 雄 /

被 告 西 義 春 /

被 告 壺 河 実 /

被 告 番 山 博 充 /

被 告 長 瀬 吉 次 郎 /

被 告 壺 河 長 蔵 /

被 告 壺 河 繁 /

被 告 本 川 末 男 /

被 告 濱 田 満 夫 /

被 告 坂 口 萬 吉 /

被 告 川 畑 賢 二 /

被 告 船 元 剛 郎 /

被 告 長 瀬 雄 三 /

被 告 岩 坪 修 /

被 告 長 瀬 秀 雄 /

被 告 長 瀬 好 人 /

被 告 遼 河 嘉 蔵 (取去)
取下付

被告目録 1

(①事件の債権者)

被 告 浦 頭 長 五 郎

被 告 寺 田 末 雄

被 告 西 義 春

被 告 濱 田 純 男

被 告 漣 河 実

被 告 番 山 博 充

被 告 長 野 広 美

被 告 川 畑 賢 二

被 告 岩 坪 修

被告目録 2

(②事件の原告)

被 告	濱 田 純 男
被 告	上 妻 昭 夫
被 告	長 野 広 美
被 告	浦 頭 長 五 郎
被 告	寺 田 末 雄
被 告	西 義 春
被 告	漣 河 実
被 告	番 山 博 充
被 告	長 瀬 吉 次 郎
被 告	漣 河 長 蔵
被 告	漣 河 繁

被告目録 3

(③事件の債権者)

被 告 濱 田 純 男

被 告 上 妻 昭 夫

被 告 長 野 広 美

被告目録 4

(④事件の債権者)

被告 濱 田 純 男

被告 上 妻 昭 夫

被告 長 野 広 美

被告目録 5

(⑤事件の原告)

被 告 濱 田 純 男

被 告 浦 頭 長 五 郎

被 告 寺 田 末 雄

被 告 西 義 春

被 告 壺 河 実

被 告 番 山 博 充

被 告 長 瀬 吉 次 郎

被 告 壺 河 長 蔵

被 告 壺 河 繁

被 告 本 川 末 男

被 告 濱 田 満 夫

被 告 坂 口 萬 吉

被 告 川 畑 賢 二

被 告 船 元 剛 郎

被 告 長 瀬 雄 三

被 告 岩 坪 修

被 告 長 瀬 秀 雄

被 告 長 瀬 好 人

被 告 漣 河 嘉 蔵

被告目録 6

(⑥事件の原告)

被 告 濱 田 純 男

被 告 浦 頭 長 五 郎

被 告 寺 田 末 雄

被 告 西 義 春

被 告 壺 河 実

被 告 番 山 博 充

被 告 長 瀬 吉 次 郎

被 告 壺 河 長 蔵

被 告 壺 河 繁

被 告 本 川 末 男

被 告 濱 田 満 夫

被 告 坂 口 萬 吉

被 告 川 畑 賢 二

被 告 船 元 剛 郎

被 告 長 瀬 雄 三

被 告 岩 坪 修

被 告 長 瀬 秀 雄

被 告 長 瀬 好 人

被 告 漣 河 嘉 蔵